

第25回 制度設計専門会合 事務局提出資料

~部門別収支計算規則における
需要補正ルールの見直しについて~

平成29年12月26日(火)



目次

- 1.経緯
- 2.現行の基準
 - (参考) 部門別収支計算のルール
 - (参考) 平成28年度における需要指標の想定・実績比較(10社合計値)
- 3.改正案

1.経緯

- 当年度の料金審査専門会合において、小売規制料金(経過措置料金)の原価算 定期間終了後の事後評価を行う中で、送配電非関連固定費の需要補正の規定により、評価対象会社の規制部門の費用を増加させる補正が行われたところ、当該補正が 適切か否かについて同会合において議論された。
- 当年度の料金審査専門会合においては現行の需要補正の規定に基づく評価を行った (なお、補正を行わない場合の数値も参考として確認した)一方で、当該規定につい ては、導入当初の目的や現状を踏まえ、制度設計専門会合において見直しを含め議 論を行うこととされたことから、今回お諮りするもの。

2.現行の基準(1/2)

- 事業者は規制部門と自由化部門を一体として運営し、同一の設備や資源を両部門で同時利用するところ、平成11年10月の部分自由化に伴う部門別収支計算規則導入時には、送配電非関連固定費を実績需要の比率に基づいて配分することが原則とされた。
- しかし、競争により自由化部門(大口)の需要がより減少した場合に、固定費が原則どおり実績比率で規制部門(低圧など)へ配分されると、規制部門の需要家に悪影響が生じる。そこで、規制部門への固定費配分が増加しないように、実績需要の比率に一定の補正を行うこととされた。

<原価算定時の想定需要(※1)と実績需要の関係及びケースごとの需要補正>

各需要の実績と想定との比較				需要補正の有無(配分に用いる数値)	
規制部門と自由 化部門の合計		規制部門	自由化部門	規制部門	自由化部門
①実績≧想定		-	-	無(規制実績)	無(自由実績)
②実績<想定	A	実績≧想定	実績 < 想定	無 (規制実績)	有 (自由実績+(規制想定-規制実 績)+(自由想定-自由実績))
	В	実績 <想定	実績≧想定	有 (規制実績+(規制想定-規制実 績)+(自由想定-自由実績))	無(自由実績)
	С	実績 < 想定	実績 < 想定	有 (規制実績 + (規制想定−規制実 績))= 規制想定	有 (自由実績 + (自由想定−自由実 績)) = 自由想定

次ページ

(現状)

次ページ

(導入 当初)

(参考) 部門別収支計算のルール(1/2)

電気事業審議会 基本政策部会・料金制度部会合同小委員会 報告(平成11年10月20日)

第二部 料金WG報告

第五章 自由化部門から規制部門への悪影響防止〜部門別収支のルール

- 2. 合理的な収支計算ルールの策定
- (3)需要変動への対応(配分代入数値の考え方)
- ①原則

今般の制度は、事業者が規制部門と自由化部門を分離することなく一体として運営するものであること、すなわち同一の設備や資源を両部門で同時に利用するものであることから、固定費の配分についても、その時点の実績比率によることが適当である。

②悪影響の防止 (実績比率の限界)

しかしながら、<u>自由競争の導入により、自由化部門での需要の減少等が生じる可能性があることにかんがみると、規制分野の需要</u>家への悪影響防止の観点から、単純に実績比率で配分することが適当でない場合が考えられる。

具体的には、料金算定時に想定した総収入(総需要量)が、実績において達成されなかった場合においては、その不足収入分に つき、総収入(総需要量)が減少した原因のある部門において負担する仕組みが必要である。

みなし小売電気事業者部門別収支計算規則(省令)(抜粋) 別表第1.

6.

- (11) (9)により整理された送配電非関連固定費用を、次の①から③までに掲げる基準により、非特定需要(注:自由化部門)及び特定需要(注:規制部門)に配分することにより整理すること。
- ① 送配電非関連需要について、次の割合及び値を算定すること。
- 1) 非特定需要及び特定需要の最大電力を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの最大電力の占める割合
- 2) 非特定需要及び特定需要の夏期尖頭時責任電力を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの夏期尖頭時責任電力の占める割合
- 3) 非特定需要及び特定需要の冬期尖頭時責任電力を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの冬期尖頭時責任電力の占める割合
- 4) 非特定需要及び特定需要の発受電量を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの発受電量の占める割合
- 5) 非特定需要及び特定需要ごとに、1)の割合に2を、2)の割合に0.5を、3)の割合に0.5を、4)の割合に1を乗じて得た合計の値を4で除して得た値

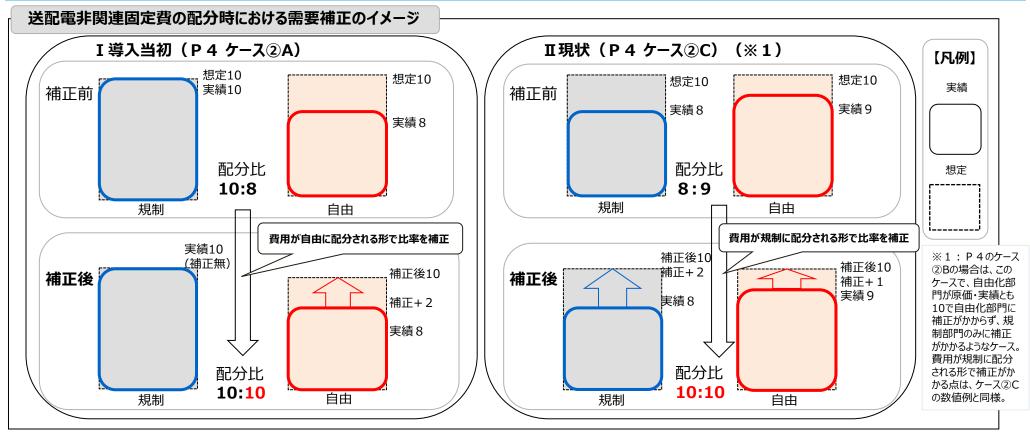
(参考) 部門別収支計算のルール(2/2)

(続き)

- ② 送配電非関連需要については、当該事業年度における非特定需要及び特定需要の最大電力の合計値、非特定需要及び特定需要の夏期尖頭時責任電力の合計値、非特定需要及び特定需要の多期尖頭時責任電力の合計値並びに非特定需要及び特定需要の発受電量の合計値(以下この(11)において「実績合計値」という。)のそれぞれが直近の特定小売供給約款の認可等に当たり、小売料金算定規則第9条又は旧小売料金算定規則第9条の2において算定した原価算定期間中の各合計値(以下この(11)において「想定合計値」という。)を下回る場合においては、次に掲げる方法により、①の割合及び値を修正すること。
- 1) 想定合計値と実績合計値との差分(以下この(11)において「差分」という。)を、それぞれの合計値において算定すること。
- 2) 想定合計値の内訳として、非特定需要(以下この(11)において「想定非特定需要」という。)及び特定需要(以下この(11)において「想定特定需要」という。)を、それぞれの合計値において算定すること。
- 3) 実績合計値の内訳として、非特定需要(以下この(11)において「実績非特定需要」という。)及び特定需要(以下この(11)において「実績特定需要」という。)を、それぞれの合計値において算定すること。
- 4) 実績非特定需要が想定非特定需要を下回り、実績特定需要が想定特定需要を同値又は上回る場合は、実績非特定需要に差分を加えることにより、①の割合及び値を修正すること。
- 5) 実績非特定需要が想定非特定需要と同値又は上回り、実績特定需要が想定特定需要を下回る場合は、実績特定需要に 差分を加えることにより、①の割合及び値を修正すること。
- 6) 実績非特定需要が想定非特定需要を下回り、実績特定需要が想定特定需要を下回る場合は、差分を実績非特定需要 差分と実績特定需要差分の比で按分し、それぞれの需要に加えることにより、①の割合及び値を修正すること。
- ③ 送配電非関連固定費用を、送配電非関連需要についての①5)の値(②において修正した場合にあっては修正後の値)により、非特定需要及び特定需要ごとに、配分することにより整理すること。

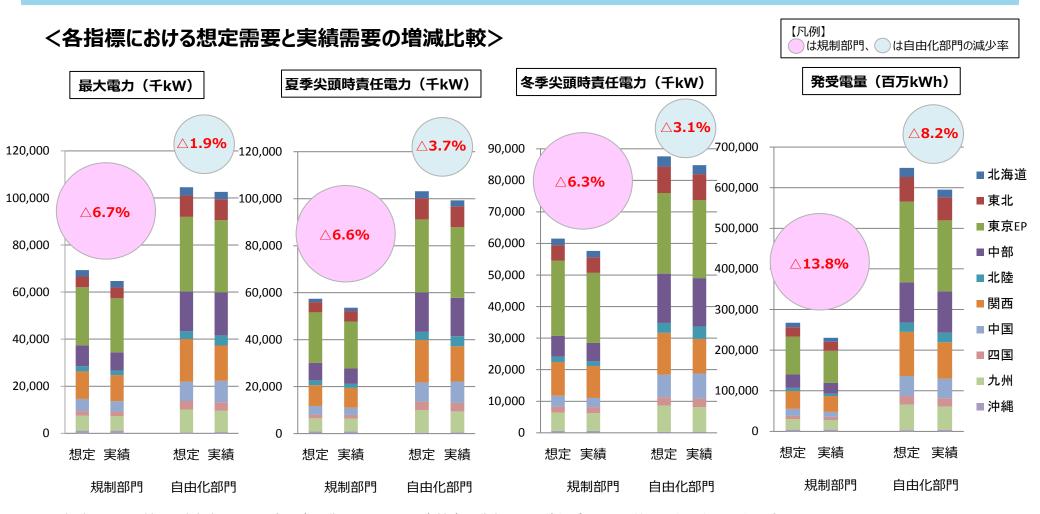
2.現行の基準(2/2)

平成28年4月の小売全面自由化においては、低圧において経過措置として規制料金を 併存させることとした結果、同じ低圧の中で新電力や自社の自由料金メニューへの切り換 えによる規制部門から自由化部門へ需要の移行等が生じることとなった。需要補正の制 度導入時の想定とは異なり、自由化部門よりも規制部門の需要減少が拡大する中、実 績需要の比率に基づく配分に比べて、規制部門に固定費がより多く配分される形での補 正が行われたケースが生じた。



(参考)平成28年度における需要指標の想定・実績比較(10社合計値)

● 小売全面自由化後は、いずれの需要指標(10社合計値)においても、想定需要と 比較した実績需要の減少率(※1)は規制部門の方が大きい(※2)。



※1:想定需要と比較した減少率には小売全面自由化による新電力・自社自由化部門への移行だけでなく、節電影響や気温影響も含まれる。

※2:平成28年度においては、各社別では自由化部門の減少が大きいケースもある。

3.改正案

送配電非関連固定費の規制部門、自由化部門への配分にあたって用いる需要については、平成28年4月の小売全面自由化後は、需要補正の制度導入時の想定とは異なり、自由化部門よりも規制部門の需要減少が拡大している。今後、同様の状況が継続すると考えられることから、平成29年度分以降においては、部門別収支計算規則の原則をそのまま適用し、実績需要の比率で配分する(需要補正を行わない)よう改正することとしてはどうか。

<送配電非関連固定費配分時に用いる需要の改正案及び利点・欠点>

	案:需要補正無し(実績需要で配分)	(参考)現行省令
送配電非関連固定費の 規制・自由化部門への 配分時に用いる需要	実績需要(原則どおり)	①実績需要≥想定需要のケース 実績需要 ②実績需要<想定需要のケース 実績需要+補正 →詳細は、P4参照。
利点	・実績需要に基づき費用配分がされるため、より実態に即した費用配分が可能となる。・需要補正ルール導入当初の議論でも配分時に用いる需要の原則は、実績需要とされていたこととも整合する。・今後、規制部門の需要減が拡大すると予想される中、規制部門に費用が寄ることが防止できる。	・自由化部門の需要の減少を主因とする、全体需要の減少があった場合には、自由化部門により大きく需要補正がかかる結果、規制部門に費用が寄らない形で費用が配分される。
欠点	・自由化部門でより大きく需要が減少した場合、現状の需要補正をした場合と比べて、規制部門に費用が配分される結果となるが、その可能性は低い。	・規制部門の需要の減少を主因とする全体需要の減少があった場合には、 規制部門により大きく需要補正がかかる結果、規制部門に費用が配分 がされる。 ・今後、小売規制料金の改定が行われない場合、自由化の進展とともに、 規制部門での需要減少が相対的に大きくなり、規制部門により大きく需 要補正がかかる結果、規制部門に費用が配分される傾向が高まると見 込まれる。